

栃木県保健医療福祉調整本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整本部の設置)

第2条 栃木県災害対策本部条例（昭和37年栃木県条例第44号。以下「条例」という。）に規定する栃木県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される場合又は保健福祉部長が必要と認める場合は、保健福祉部に調整本部を設置する。

(調整本部の所掌事務)

第3条 調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 災害時の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- (2) 災害及び被害状況等に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 都道府県及び関係機関等への協力要請、待機要請、派遣要請及び出動要請に関すること。
- (4) 県内で活動を行う保健医療福祉活動チーム等に対する指揮、連絡及び被災圏域への派遣調整に関すること。
- (5) その他保健医療福祉調整本部長（以下「調整本部長」という。）が必要と認める業務に関すること。

(調整本部の組織)

第4条 調整本部は、調整本部長、保健医療福祉調整本部長代行（以下「調整本部長代行」という。）、保健医療福祉調整副本部長（以下「調整副本部長」という。）、栃木県統括DHEAT（以下「統括DHEAT」という。）及び保健医療福祉調整本部員（以下「調整本部員」という。）をもって構成する。

2 調整本部長には保健福祉部長を、調整本部長代行には保健医療監又はその相当の職にある者を、調整副本部長には次長兼保健福祉課長、医療政策課長及び保健福祉部次長を、調整本部員には前条に定める業務を行うために必要な職員をもって充てる。

3 統括DHEATは、保健所長会の意見を踏まえ保健福祉部長が任命した者（保健所長等）とし、災害時健康危機管理の専門的な見地から、調整本部の指揮を補佐するほか、別途保健福祉部長が定める業務を行う。なお、統括DHEATに任命された保健所長の管轄地域で災害が発生した場合等は、保健福祉部長が被災地外を管轄する保健所長等から統括DHEATの代理者を任命することができる。

4 調整本部長は、調整本部に災害医療コーディネートチームを置くことができる。

5 災害医療コーディネートチームは、一般社団法人栃木県医師会長、統括災害医療コーディネーター、栃木県DMATのうち統括DMATの資格を有する者（以下「統括DMAT」という。）及び調整本部長が必要と認める者をもって構成し、医療の専門的な見地から、前条に定める業務を行う。

6 一般社団法人栃木県医師会長は、災害医療コーディネートチームを統括する。

7 調整本部長代行は、必要に応じて調整本部長に代わり職務を代行する。

8 調整副本部長は、調整本部長及び調整本部長代행을補佐し、調整本部長及び調整本部長代行

に事故あるときは、その職務を代理する。

(調整本部会議)

第5条 保健医療福祉活動に関する情報の共有・整理・分析及び対策の検討を行うため、調整本部に調整本部会議を置く。

2 調整本部会議は、別記第1の表に掲げる各会議及びその他本部長が必要と認める会議とする。

(医療圏別保健医療福祉調整本部の設置)

第6条 条例に規定する現地災害対策本部(以下「現地災害対策本部」という。)が設置される場合又は調整本部長が必要と認める場合は、被災地に医療圏別保健医療福祉調整本部(以下「医療圏別調整本部」という。)を設置する。

(医療圏別調整本部の所掌業務)

第7条 医療圏別調整本部は、災害時の保健医療福祉活動を実施するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災した地域の保健医療福祉活動に係る総合調整に関すること。
- (2) 災害及び被害状況等に関する情報の収集及び調整本部への報告に関すること。
- (3) 関係市町及び医療圏内の関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 地域災害医療対策会議の開催に関すること。
- (5) その他医療圏別保健医療福祉調整本部長(以下「医療圏別本部長」という。)が必要と認める業務に関すること。

(医療圏別調整本部の組織)

第8条 医療圏別調整本部は、医療圏別本部長、医療圏別保健医療福祉調整本部長代行(広域健康福祉センター所長と保健所長が異なる場合に置く。以下「医療圏別本部長代行」という。)、医療圏別保健医療福祉調整副本部長(以下「医療圏別副本部長」という。)及び医療圏別保健医療福祉調整本部員(以下「医療圏別本部員」という。)をもって構成する。

- 2 医療圏別本部長には広域健康福祉センター所長を、医療圏別本部長代行には保健所長を、医療圏別副本部長には広域健康福祉センター次長及び地域健康福祉センター所長を、医療圏別本部員には前条に定める業務を行うために必要な職員をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて医療圏別副本部長に広域健康福祉センター総務福祉部長補佐(総括)又は広域健康福祉センター地域保健部長補佐(総括)を充てることとする。
- 4 医療圏別本部長代行は、必要に応じて医療圏別本部長に代わり職務を代行する。
- 5 医療圏別副本部長は、医療圏別本部長及び医療圏別本部長代りを補佐し、医療圏別本部長及び医療圏別本部長代行に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 医療圏別本部長は、医療圏別調整本部に地域災害医療コーディネーターチームを置くことができる。
- 7 地域災害医療コーディネーターチームは、地域災害医療コーディネーター、地域の医師会、災害拠点病院等の地域中核病院及び保健医療関係団体等の職員、統括DMA T及び医療圏別本部長が必要と認める者をもって構成し、医療の専門的見地から、前条に定める業務を行う。
- 8 地域災害医療コーディネーターは、地域災害医療コーディネーターチームを統括する。

(地域災害医療対策会議)

第9条 医療圏別調整本部に地域災害医療対策会議を置く。

- 2 地域災害医療対策会議は、広域健康福祉センター、関係市町等の職員、地域の医師会、災害拠点病院等の地域中核病院、保健医療関係団体等の医療関係者及びその他医療圏別本部長が必要と認める者をもって構成し、必要に応じ医療圏別本部長が会議を招集し、主宰する。
- 3 地域災害医療対策会議は、避難所等での保健医療福祉ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、調整本部等から派遣された医療チーム等を配置調整するなどのコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備について協議決定し、及びその実施を推進する。

(解散)

第10条 調整本部長は、災害対策本部が解散される場合又は被災地の保健医療福祉活動が概ね終了したと認める場合は、調整本部を解散する。

- 2 調整本部長は、現地災害対策本部が解散される場合又は被災医療圏の保健医療福祉活動が概ね終了したと認める場合は、医療圏別調整本部を解散する。

(秘密を守る義務)

第11条 調整本部又は医療圏別調整本部において業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償等)

第12条 調整本部長又は医療圏別本部長の要請に基づき、調整本部又は医療圏別調整本部に出務した者の実費弁償は、他に特別の定めがある場合を除き、出務した1日につき、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第8条により知事が別に定める実費弁償の額を支給する。

- 2 調整本部長又は医療圏別本部長の要請に基づき、調整本部又は医療圏別調整本部に出務した者が、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他に特別の定めがある場合を除き、災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和39年栃木県条例第11号）の例により扶助金を支給する。

(庶務)

第13条 調整本部は、栃木県保健福祉部保健福祉課において処理する。ただし、災害医療コーディネートチームについては、同部医療政策課において処理する。

- 2 医療圏別調整本部は、広域健康福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5（2023）年3月20日から施行する。
- 2 栃木県保健医療調整本部設置要綱（平成31（2019）年3月22日制定）は、廃止する。

附 則

改正後の要綱は、令和6（2024）年3月14日から実施する。

別記第1（第5条関係）保健医療福祉調整本部会議について

会議名称	開催決定者	構成員	主な検討項目
初動会議	保健福祉課総務主幹が開催決定	調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、統括DHEAT、総務主幹（本部事務局員）	ア 災害対策本部からの指示、依頼事項の報告 イ 各班からの被害状況及び登庁状況の報告 ウ 班長会議開催準備に関すること エ その他必要と思われる事項
班長会議	初動会議で開催決定し、調整本部長が招集	調整本部長、調整本部長代行、調整副本部長（次長兼保健福祉課長・医療政策課長、次長）、統括DHEAT、総務主幹（本部事務局員）、各班長（各課長）	ア 災害対策本部からの指示、依頼事項 イ 各班からの被害状況及び活動状況の報告 ウ 各班からの応援物資等の要求（事前に災害対策本部に伝えてある場合は結果報告） エ その他必要と思われる事項
保健医療福祉活動チーム対策会議	調整本部長代行、副調整本部長（医療政策課長）が開催決定	調整本部長代行、調整副本部長（医療政策課長）、統括DHEAT、災害医療コーディネーターチーム統括（県医師会長）、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター等	ア 災害対策本部及び調整本部からの指示、依頼事項 イ 各保健医療福祉活動チームの活動方法の検討 ウ 各保健医療福祉活動チームの受援についての検討 エ その他必要と思われる事項
保健医療福祉調整本部保健医療福祉活動チーム連絡会議	保健福祉班・医療政策班が開催決定	統括DHEAT、調整本部員、統括DMAT、統括災害医療コーディネーター、各保健医療福祉活動チームの代表等	ア 調整本部からの指示、依頼事項 イ 各保健医療福祉活動チーム活動状況の共有 ウ 各保健医療福祉活動チームの課題の共有及び対策の検討 エ その他必要と思われる事項